# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名		
5	御殿場市 評価書	地方税の収納管理に関する事務	基礎項目

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御殿場市は、地方税の収納管理に関する事務及び番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

地方税の納付管理に関する事務では、事務の一部を嘱託職員に委託しているため、嘱託職員選定 の際に情報保護管理に対する意識を確認し、併せて機密保持に関しても誓約書を交わすことで万全 を期している。

## 評価実施機関名

御殿場市長

### 公表日

令和3年2月26日

[平成31年1月 様式2]

#### I 関連情報

連絡先

_I 関連情報					
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務				
①事務の名称	地方税の収納管理に関する事務に関する事務				
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、国民健康保険税の収納情報・滞納整理情報の管理、消込、滞納整理、過誤納の処理、統計出力、各種税証明の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 滞納者の実態調査照会文書の回答依頼				
③システムの名称	宛名情報システム 収納管理システム 滞納管理システム				
2. 特定個人情報ファイル:	名				
宛名情報ファイル 口座情報ファイル 収納情報ファイル 滞納者情報ファイル 同一人情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 十六の項 並びに地方税法等				
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携				
①実施の有無	<ul><li>(選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>(主) 実施する</li><li>(主) 実施しない</li><li>(3) 未定</li></ul>				
②法令上の根拠	(特定個人情報提供の根拠) 番号法第19条7号 別表第二 二十七、二十八、二十九の項 (特定個人情報照会の根拠) 番号法第19条7号 別表第二 二十七の項 地方税法等				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	総務部税務課				
②所属長の役職名	税務課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・					
請求先	総務部 税務課 静岡県御殿場市萩原483番地 TEL 0550-82-4128				
8. 特定個人情報ファイル・					
	WHAT IS TO HILL C				

「7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」における請求先と同上

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	12年10月31日 時点			
2. 取扱者勢	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和	12年10月31日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		]	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価書	€ 上语 D 部/≖	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。							
2. 特定個人情報の入手(ヤ	青報提供ネットワークシステ	ムを通じた	-入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	)取扱いの委託		[ ]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・なく、)	多転(委託や情報提供ネット	・リークシス	マムを通じた提供を除 [ ]提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[	]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・ジ	<b>肖去</b>						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 監査							
実施の有無	[〇] 自己点検	[ ] Þ	内部監査 [ ] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・啓	<b>养</b>						
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	所属長	宇田川寿夫	長田喜明	事後	
平成29年4月1日	所属長	長田喜明	中嶋正樹	事後	
平成30年9月30日	Ⅱ 2. 取扱者数	500人以上	500人未満	事後	誤った数字で提出していたこと に事後気が付いたため。
平成31年3月29日	所属長	中嶋正樹	税務課長	事後	
令和1年12月20日	I 1. ①事務の名称	地方税の収納管理に関する事務に関する事務	地方税の収納管理に関する事務	事後	
令和1年12月20日	I 1. ②事務の概要	地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、国民健康保険税の収納情報・滞納整理情報の管理、消込、滞納整理、過誤納の処理、統計出力、各種税証明の出力等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻	地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、国民健康保険税の収納情報・滞納整理情報の管理、消込、滞納整理、過誤納の処理、統計出力、各種税証明の出力等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 滞納者の実態調査照会文書の回答依頼	事後	
令和1年12月20日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 二、十六、十七、十九、二十四、三十の項並びに地方税法等	番号法第9条第1項、別表第一 十六の項 並びに地方税法等	事後	
令和1年12月20日	I 4. ②法令上の根拠	七、六十一、六十二、六十六、六十七、七十四、 八十、九十四、百十三、百十六の項 (特定個人情報照会の根拠)	番号法第19条7号 別表第二 二十七、二十	事後	
令和2年3月19日	表紙評価実施機関名	御殿場市長 若林 洋平	御殿場市長	事後	